

【事案3】保険申請を利用した住宅修理の契約書に関する紛争（2）

1. 当事者の主張

<申請人の主張の要旨>

平成30年11月、適格消費者団体である申請人は、相手方^(注)が消費者との間で契約を締結する際に使用する契約約款（「保険申請支援及び補修工事完全合意条項」）のうち、①契約解除時の違約金の規定、②契約解除を制限する規定が、消費者契約法および特定商取引法に違反するとして是正を求めた。

相手方は回答すると述べながらも、一向に回答せず、話し合いができない。上述の①②を削除してほしい。

^(注)一般社団法人日本住宅環境向上機構（法人番号2020005012326）

所在地：神奈川県川崎市 代表理事：山下 弘志

<相手方の主張の要旨>

回答書・答弁書の提出はなかった。

2. 手続の経過と結果（不調）

相手方に対し、和解の仲介申請書、仲介委員指名通知、回答書、答弁書を配達証明郵便により郵送したが、相手方が受領しなかったため返送された。そこで、相手方代表者宛てに改めて送付したものの、回答書・答弁書の提出はなかった。

そのため、回答書等の提出を求める書面や国民生活センター法22条に基づく文書等の提出要求および出席要求書を送付したが、いずれも回答がなかった。なお、この間、相手方に電話を重ねたが、応対せず、留守番電話にもならないため、連絡を取ることができなかった。

仲介委員は、これらの状況を踏まえ、これ以上相手方へ連絡を重ねても回答が寄せられる見込みはないと判断し、本件を不調で終了した。